議案第45号

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則（平成18年８月１日教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	現　行
第４章　任用等 （任用） 第24条　前章に規定するところにより特区特別免許状の授与を受けた者については、教育委員会は、別に定めるところにより特別教育職員として任用するものとする。 （特区特別免許状の有効期間の更新等） 第25条　前条の規定により任用された特別教育職員の特区特別免許状の有効期間の更新等の手続に関する事項については、教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年東京都教育委員会規則第９号）の規定を準用する。 第５章　補則 （委任） 第26条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会教育長が別に定める。	第４章　任用 （任用） 第24条　前章に規定するところにより特区特別免許状の授与を受けた者については、教育委員会は、別に定めるところにより特別教育職員として任用するものとする。 第５章　補則 （委任） 第25条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会教育長が別に定める。

備　考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。